

## 地ノ島利用規約

### (総則)

第1条 地ノ島イベントフィールドの利用について、この利用規約の定めるところによる。

### (遵守事項)

第2条 地ノ島を利用する者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 地ノ島の自然を壊さないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 火の始末をすること。
- (4) 島に持ち込んだものを持ち帰ること。
- (5) 狩猟をしないこと。
- (6) 地ノ島で掘る行為、石の持ち帰り、海岸の掘削・占用、木の伐採、建造物の建設をしないこと。
- (7) 海岸を独占しないこと。
- (8) 各種届出が必要な場合には速やかに対応すること。
- (9) 地ノ島で漁をしないこと。
- (10) 立入禁止区域に入らないこと。
- (11) その他地ノ島の利用上支障があると認められる行為をしないこと。

### (占用使用)

第3条 占用使用（有田市初島町浜字地ノ島1796番地、1802番地）は原則、4月1日から11月30日までとし、使用日の属する月の6ヶ月前までに、所定の申込書、誓約書および企画書を地ノ島協議会（運営者）に提出しなければならない。

2 使用日の属する月の6ヶ月前以降であっても、使用申込のない日は、前項同様に申込みができるものとする。

3 申請書の提出において、地ノ島協議会が必要と判断した場合は、各種資料の請求ができるものとする。

4 申込みは月末で締めるものとし、翌月10営業日以内に決定するものとする。

### (原状復帰)

第4条 地ノ島内施設および備品の汚損、破損、紛失、焼失等は、使用者側の責任で原状復帰とすること。また、使用後は清掃を行うこととし、使用中に生じたゴミは、使用者側で処分すること。

2 使用後の原状復帰がなされていないことが発覚した場合、原状復帰に必要な費用を支払うこととする。

(罰則規定)

第5条 遵守事項に反する行為、およびその他の者に迷惑をかけるような行為を確認した場合、3年間の使用停止とする。

2 第4条の原状復帰を行わない場合、必要となる費用を支払うまで使用を認めないこととする。

(注意事項・書式)

第6条 この要領に係る詳細について、別紙に定める注意事項、書式は次のとおりとする。

2 別紙1「地ノ島案内図」

3 別紙2「地ノ島イベントフィールド占用使用要領」(第3条関係)

4 別紙3「地ノ島占用使用申込書」(第3条関係)

5 別紙4「地ノ島占用使用誓約書」(第3条関係)

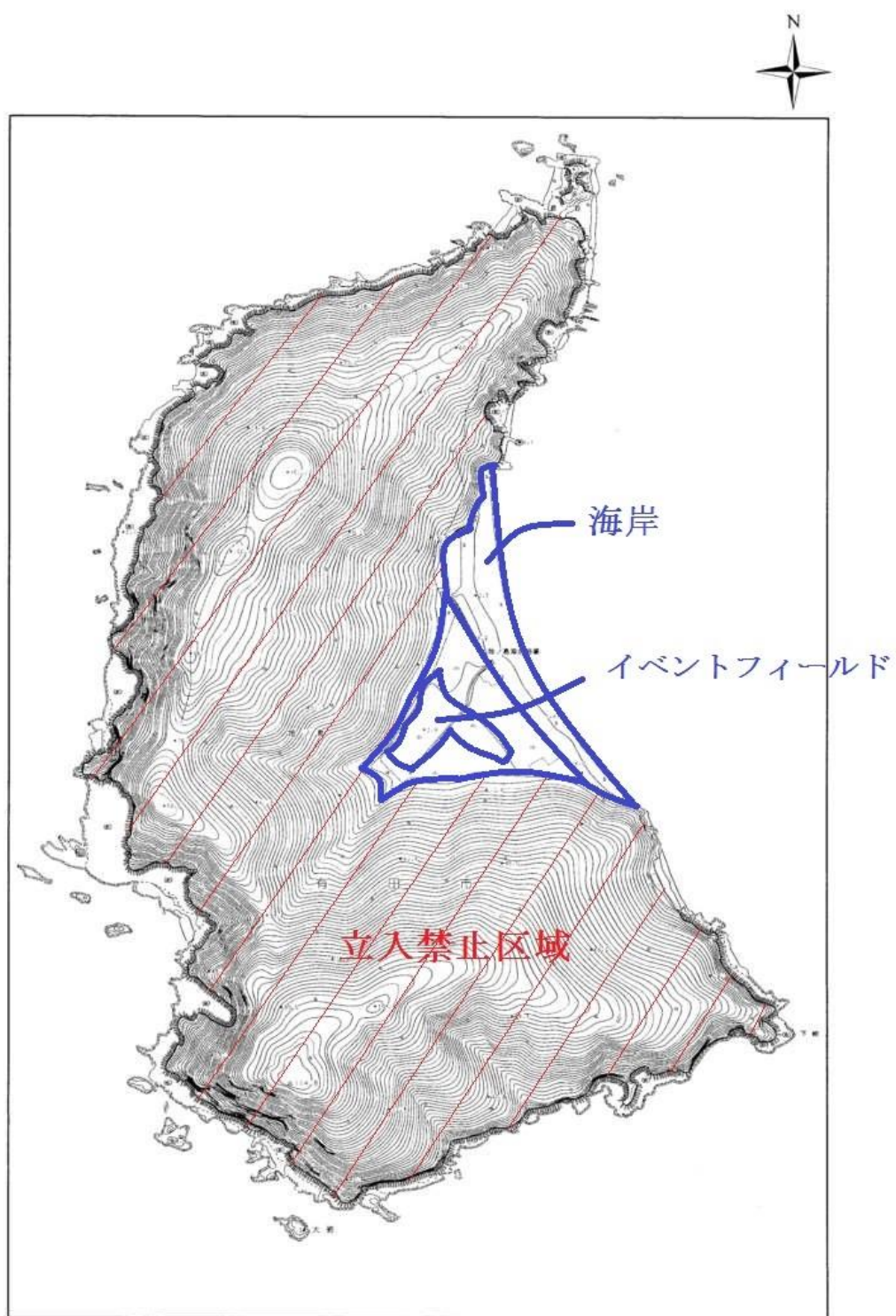
(その他)

第7条 この規約に定めのない事項によって起こった問題については、その都度協議会で協議決定する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

【別紙1】地ノ島案内図



1:5,000

## 【別紙2】（第3条関係）

### 地ノ島イベントフィールド占有使用要領

#### 1 使用内容の可否

内容 可否 注意事項

1	行商、募金その他これに類する行為	可	
2	参加者からの料金徴収があること	可	
3	競技会・集会・展示会・博覧会	可	
4	参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること	可	※公序良俗に反しないこと
5	被写体（人物等）を撮影すること	可	※公序良俗に反しないこと
6	音楽を流すことおよび音響機器（DJブース等）を設置・使用すること	応相談	※常識的な音量であること
7	サバイバルゲーム、鬼ごっこ	可	※立入禁止区域に入らないこと ※BB弾の使用は不可 ※火気（花火・火薬類等）の使用は不可
8	その他（上記以外の項目）	応相談	

#### 2 使用料（渡船料、備品レンタル、サポートの人権費は含まない）

平日1日 貸切 50,000円/日

土日祝 貸切 200,000円/日

※ただし、地ノ島イベントフィールド使用料減免規程に該当する場合はこの限りでない。

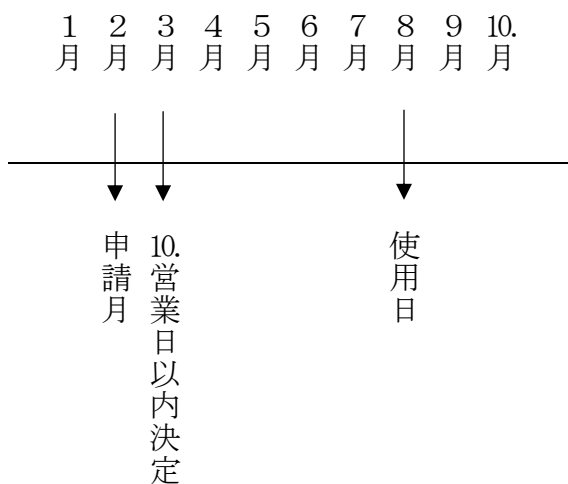
#### 3 申込みの流れ

（1）申込について（仮予約）

地ノ島協議会（運営者）に連絡のうえ、電話もしくはメールにて申込みこと。

- ・ 申込期限：使用日の属する月の6ヶ月前まで
- ・ 必要書類：申込書、誓約書、企画書

例)



使用月	申請月
1 月	7 月
2 月	8 月
3 月	9 月
4 月	1 0 月
5 月	1 1 月
6 月	1 2 月
7 月	1 月
8 月	2 月
9 月	3 月
1 0 月	4 月
1 1 月	5 月
1 2 月	6 月

(2) 申込みの確定について (本予約)

- ・ 使用料の支払いをもって確定とする。

(3) 使用料の支払い

- ・ 申込みの確定後2週間以内に、全額支払いをすること。

※期限内に支払われなかった場合、確認連絡の後、3営業日以内に支払われなければ自動的にキャンセルとする。

・ キャンセル料は使用日の30日前までは発生しない。それ以降は、全額キャンセル料が発生する。(欠航及び、天災等の相当の理由があると認められる場合は除く)

(4) その他

- ・ 希望日が重なった場合は、企画内容で判断するものとする。
- ・ 利用可能団体は、原則1日1団体とする。

【申込先】

〒649-0304

和歌山県有田市箕島441-3

地ノ島協議会あて

TEL : 080-9655-9443

MAIL : jinoshima.arida@gmail.com

地ノ島協議会

- ・ 行為許可
- ・ 使用料
- ・ 島内管理（運営者が実施）
- ・ 使用料徴収（運営者が実施）

初島渡船企業組合（運航時間）

- ・ 渡船

主催者

- ・ 安全管理
- ・ 島内施設管理（トイレ、イベントフィールド等）
- ・ 島内清掃（ゴミ拾い、ゴミ処理）

【別紙3】（第3条関係）

## 地ノ島占用使用申込書

令和 年 月 日

地ノ島協議会 殿

所在地：\_\_\_\_\_

団体名：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_

担当者名：\_\_\_\_\_

TEL：\_\_\_\_\_ FAX：\_\_\_\_\_

下記のとおり地ノ島の占用使用を申込みますので、審査願います。

使用日時	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分から 令和 年 月 日（ 曜日） 時 分まで
催物・集会名等	
企画（使用方法）の概要	
参加予定人数	名
参加費の有無（金額）	有・無（ 円）
地域活性化へのつながり	
特記事項等	
	当日連絡先（携帯）

【別紙4】（第3条関係）

## 地ノ島占用使用誓約書

地ノ島協議会 殿

地ノ島イベントフィールドを使用するにあたり、以下の内容を遵守すること、および反社会勢力とは一切関係がないことを誓約いたします。

（遵守事項）

次に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

- (1) 地ノ島の自然を壊さないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 火の始末をすること。
- (4) 島に持ち込んだものを持ち帰ること。
- (5) 狩猟をしないこと。
- (6) 地ノ島で掘る行為、石の持ち帰り、海岸の掘削・占用、木の伐採、建造物の建設をしないこと。
- (7) 海岸を独占しないこと。
- (8) 各種届出が必要な場合には速やかに対応すること。
- (9) 地ノ島で漁をしないこと。
- (10) 立入禁止区域に入らないこと。
- (11) その他地ノ島の利用上支障があると認められる行為をしないこと。

（免責事項）

地ノ島イベントフィールドを使用して起こった事故、天災等によりイベントフィールドの使用が不可能な事態が生じた場合、これによって受けた損害を一切請求いたしません。

（使用の強制停止）

地ノ島イベントフィールドの使用にあたり、その他の者からの苦情などがあつた場合、遵守事項に反していることが明らかなきは、強制的に使用を停止させられても一切異議申し立てません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)